又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付市町村長	交付市町村長等	する市長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長
第四条第二号から第五号まで、第十三条及び第十六条第一項	交付市町村長等	交付市長等
［略］	［略］	［略］
第十六条第二項	交付市町村長等は	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の措置をとるものとされた住所地区長若しくは附票管理区長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長に代わって同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長（次項及び第十七条第二項において「住所地区長等」という。）は
第十六条第三項	交付市町村長等は	住所地区長等は
第十七条第二項	交付市町村長等	住所地区長等
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付

（以下この条において単に「市町村長」という。）	市町村長	する市長（以下この条において単に「市長」という。）
のうち市町村長	市町村長	のうち市長
第四条第一号ハ、第二号、第三号イ及びロ、第四号並びに第五号ロ	市町村の長（以下「住所地市町村長	市の市長（以下「住所地市長
第五条	同条第四項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第四項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地市長
［同上］	［同上］	［同上］
第十三条並びに第十六条第一項第一号及び第二号	住所地市町村長	住所地市長
第十六条第二項	住所地市町村長は	交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（以下「住所地区長」という。）は
第十六条第三項	住所地市町村長は	住所地区長は
第十七条第二項	市町村長	住所地区長
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付